

議案第 2 5 号

天理市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

天理市乳幼児医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年 3 月 1 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市乳幼児医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「（ 4 歳に達する日の属する月の翌月以降の乳幼児の入院以外の給付等を除く。）」を削る。

附 則

（ 施行期日 ）

1 この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

（ 経過措置 ）

2 改正後の天理市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。